

食品に関するリスクコミュニケーション
～牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会～
議事録

平成 25 年 1 月 24 日

大阪会場（男女共同参画センター東部館（クレオ大阪東））

食品安全委員会
厚生労働省
消費者庁

○司会（厚生労働省・林） お待たせいたしました。

ただいまから食品に関するリスクコミュニケーション「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに関する説明会」を開催いたします。

本日、司会を務めます、厚生労働省食品安全部の課長補佐をしております林です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、お配りしてある資料についてですが、議事次第の下のほうに記載してございます。もし足りない資料がございましたら、近くの係の者にお知らせください。

それでは、初めにこの説明会の開催の趣旨と、それからこれまでの簡単な経緯について説明をさせていただきます。

資料の一番最初にあります「はじめに」と書いてあります資料をごらんください。

BSE は、牛の病気の一つです。「BSE プリオン」と呼ばれる病原体が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などを示し、死亡すると考えられています。

この病気が牛の間で広まったのは、BSE 感染牛を原料とした肉骨粉を原料として使ったことが原因と考えられています。

BSE に感染した牛では、BSE プリオンが、牛の脳や脊髄、回腸といったところに蓄積をいたします。

これまで BSE については、さまざまな対策がとられてきました。生産農場での飼料、餌の規制、あるいはその製品の牛の特定部位の除去、BSE の検査、こういったことが行われてきました。

BSE の発生頭数は、世界で現在、非常に減ってきております。一番ピークだった年が 1992 年 3 万 7,300 頭余りの BSE の牛が見つかっておりますが、2012 年には 12 頭と、これまで減ってまいりました。日本や海外でさまざまな対策、特に牛の脳や脊髄などの組織を家畜の餌にまぜないといった規制が行われた結果として、世界中で BSE の発生が激減し、リスクが低下しています。

こうした中、対策の開始から 10 年が経過したのを機に、これまでの対策の内容、国際的な状況、最新の科学的知見などを踏まえて、国内の検査体制、輸入条件といった対策の全般の再評価を実施することといたしました。

これまで、このようなプロセスでこの再評価、見直しを行ってまいりました。厚労省での審議会での検討、そして食品安全委員会における専門調査会での検討、あるいは消費者の皆様との意見交換、そして食品健康影響評価、こういった答申が行われました。

これを受けて、厚生労働省でさまざまな手続、審議会での検討や海外との協議、現地調査などを行って、今日ここでその経過・結果等を皆様に御説明をさせていただきたいと考えております。

食品安全委員会や厚生労働省は、このような役割でこの見直しを進めております。食品の安全を守る仕組みとして食品安全委員会の役割は、リスクを評価して、食べても安全かどうか調べる、決めるというところが食品安全委員会の役割でございます。

そして、厚生労働省、農林水産省などが、このリスクの管理、食べても安全なようにルールを決めて監視をするという役割を持っております。

また、リスクコミュニケーションは、その全ての役割として一体として行っております。

本日も、こうした役割で御説明をさせていただきたいと考えております。

本日の進め方でございますが、まず、食品安全委員会、北池のほうから BSE 対策の見直しに係る食品健康影響評価について御説明をいたします。

次に、厚生労働省の今西から、牛海綿状脳症対策の見直しについて、それぞれ 30 分の説明をいたします。

休憩を挟んで、本日の説明者と農林水産省の担当者が会場の皆様からの質疑についてお答えをしてまいります。

なお、事前にいただきました御質問については、御質問の多かった事項を中心に、できる限り説明の中で触れられるよう参考とさせていただいておりますが、時間の都合上、全ての御質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がございます。説明内容に含まれて

いない場合には、恐れ入りますが、質疑・応答の時間に御質問いただければと思います。

閉会は、16時を予定しております。

議事の円滑な進行に、どうぞ御協力をお願い申し上げます。

それでは、「BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価について」、食品安全委員会事務局勧告広報課長の北池隆より御説明をいたします。

○北池（食品安全委員会） 皆さんどうもこんにちは、今、御紹介いただきました食品安全委員会の事務局で勧告広報を担当しております北池と申します。

今日は私のほうから、先ほど「はじめに」のところで食品の安全を守る仕組みという御紹介がございましたけれども、その中で、リスク評価とリスク管理ということを区分して御説明をさせていただきました。

私ども食品安全委員会は、リスクを評価する機関でございます、食べた場合にどれぐらい体に悪いことが起こるのか、あるいはそれがどれぐらいの頻度で起こるのかというようなことを科学的に分析して、それをまとめる機関でございます。今日は BSE に関する食品健康影響評価ということで、どういう影響があるかということにつきまして簡単に御紹介をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それで、まず最初のページに「BSEとは」ということを載せています。これにつきましては、先ほど簡単に御説明をさせていただきましたので、見ていただきますと、この BSE 感染牛から肉骨粉を牛に給与することによって拡大したという病気でございます。

それで、説明がございましたので、次に行かせていただきます。

この BSE につきましては、事前にいただいた質問で、BSE の話題になってから時間がたっているということで、詳しくというお話もございましたが、その病原の原因となるのが、このプリオンというものでございます。

これは、感染性を有するたんぱく質と書いてございますけれども、これ自身でふえるわけではございません。どうやってふえるかにつきましては、模式的に青と赤の絵で描かせていただきましたけれども、この青の部分、正常型プリオンというのは、通常、皆さん方

の体の中にあるプリオンでございます。そこに異常型プリオンがこういう形で接触すると、正常型プリオンが異常型プリオンになっていくというふうに言われております。

正常プリオンと感染型のプリオンが一緒になることによって異常プリオンが増殖されていくと言われております。

異常プリオンと正常プリオンにつきましては、アミノ酸は同じだけれど、立体構造が異なるということで、悪い影響をもたらすというふうに言われているものでございます。この異常プリオンが体の中でふえて、病気を起こすものでございます。

次のスライドに行かせていただきますけれども、ヒトのプリオン病ということで、幾つかの種類がございます。

一番発生の数の多いのが、この上でございまして、孤発性のクロイツフェルト・ヤコブ病、自然発症型の CJD と言われているものでございます。

これにつきましては、日本の中でも大体 100 万人に 1 人ぐらいの割合で発生している病気でございます。

ここでちょっと見ていただきたいのは、この発症年齢が平均 68 歳でございます。こういう年齢で発生しております。

真ん中辺に変異型 CJD、これが BSE に感染した牛の脳などを食べることによって感染するという病気でございます。これが先ほど言いました、BSE の感染牛を食べたことで起こる病気でございますけれども、これにつきましては、今、全世界で 227 名の方がなっております。我が国でも、1 名の方が発症をされてございます。

原因については、いろいろ研究がされて、ただイギリスに滞在された期間が数週間あって、その期間にうつったのじゃないかというふうに、今、言われているところでございます。

それで、これの特徴なんですけれども、一番見ていただきたいのは、これは若年で発生してございまして、大体 26 歳ぐらいで発症し、死亡までで平均 1 年ぐらいでございます。

このように、BSE に感染した牛の特定危険部位を食べてうつる vCJD につきましては、

孤発性の CJD と違って非常に若年で起こることが特徴でございます。

ただ、全世界で 227 名ぐらいで起こっておりまして、基本的には、当初想定したよりも相当少ない数であったと言われております。

それから、次に行かせていただきます。

これが先ほどの説明でございますけれども、厚生労働省のほうから私どものほうへ健康影響評価の諮問というんですか、こういう内容について意見を求められたわけでございます。

1 点目が、1 番上の国内措置でございますまして、現行の検査対象月齢を 20 から 30 か月齢にした場合のリスクを比較するというのと、SRM の範囲につきまして、頭部、脊髄、脊柱について、現行の「全月齢」から「30 か月齢超」に変更した場合のリスクということで、この 2 点。

国境措置につきましても同様の内容でございますけれども、アメリカ、カナダ、フランス、オランダについて、こういうことについてのリスク比較を依頼されたものでございます。

これにつきまして、ここに書いてございます、平成 24 年 10 月ということで、昨年 10 月に、今から御説明をする内容でまとめまして、私ども、厚生労働省にお返しをしたところでございます。

ただ、この 3 のところに書いてございます、この諮問につきましては、1、2、3 とございまして、3 については、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク評価も依頼を受けてございます。

これにつきましては、現在、プリオン調査会で鋭意検討中でございますまして、10 月にお返しした 1 と 2 につきまして、今から御説明をさせていただきます。

まず、BSE の発生状況でございますけれども、これは先ほど御説明があったので割愛をさせていただきますけれども、見ていただきたいのは、この一番のピークが 1992 年にあったという状況で、現在は減ってきていると。

その下の表は、ちょっと見にくくて申しわけございませんけれども、これは国別に書いたものでございます。ちょっと実際に、今、お配りしている資料のほうを見ていただければと思うんですけれども、1992年、英国で、ここに出ています、約3万7,000頭ぐらい発生してございます。今は1年間で12頭ぐらい発生する状況にございます。

その次のスライドなんですけれども、これは先ほどのスライドとちょっと違うところは、先ほどはBSEが見つかった年でみえています。これは、牛の出生年別です。BSEになった牛がいつ生まれたかを見たものでございます。

ここで強調させていただきたいのは、ピークが88年ぐらいにございます。先ほどの92年と比べると4年ぐらいの差があるんですけれども、BSEにつきましては、子牛のころ、生まれて半年ぐらいのときに餌からうつるとというのが一般的だと言われておまして、そのときにうつって、出るのは5歳から6歳という形になりますので、先ほどの統計で見ただくと、発生年で見ると92年がピークですけれども、その牛が生まれた年で見ると88年ぐらいということです。うつるときが生まれたときでございますので、それをベースにいろいろな形で分析をしています。

これが、続きでございますけれども、日本のデータでございまして、出生年別BSEの摘発状況ということで、その見つかった牛の生まれた年を見たものでございます。日本で見ますと、一番出生年で新しいのが2002年ぐらいにございます。

飼料規制を行った年が書いてございまして、その年の少し後に生まれたのが最後でございまして、それ以後、日本ではBSEは見つかっておりません。

さらに、複雑な表で申しわけないんですけれども、今のをさらにもう少し細かく見たものでございます。

見方を簡単に御説明をしますけど、ここの点に緑の線が入っているのがあると思いますけれど、これがその牛のBSEが見つかったときです。

これを見ていただきますと、この牛は、この下に落としたときの、このグリーンが確認年月日ということで、ここで見ますと2002年にこの牛は見つかっております。

こっち側に行きますと、確認時の月齢ということで、その確認時のときに、見つかったときに何歳児だったかというのを見たもので、72 か月齢ぐらいですね。6 歳ぐらいの牛でございます。それをこっち側にずっと下におろしていっていますけど、その牛の生まれた年がここです。ここで言いますと、1996 年生まれの牛です。

先ほど申しましたように、1996 年に生まれて半年ぐらいのときにかかって、実際、BSE が見つかったというのは、この 2002 年のときに見つかっております。こういう表でございます。

この赤い点が、日本で見つかった BSE の、見つかった年と月齢でございます。ただ、ここで見ていただきたいのは、これをずっと引っ張ると生まれた年がわかりまして、この 2001 年、ほとんどがここですけれども、一部、2002 年のがちょっとありますけれども、先ほどの表と同じでございますけれども、それ以後生まれた牛については、日本において BSE の検査陽性牛というのは見つかっていないという状況でございます。詳しい見つかった時期と月齢と出生年月日の一つの表で見たものでございまして、ちょっと細かくなるとして申しわけございません。

この時期が飼料規制の強化をやった時期です。飼料規制強化後、少しありますけれども、ほとんど発生が見つかっていないという状況でございます。

同様に、次はアメリカのことを同じようなことを見たものでございます。同じように、出生年別で見たものでございます。

アメリカで見ますと、ここに書いてございますように、2001 年以降、BSE 発生牛は見つかってございません。この段階で飼料規制、30 か月以上の牛の脳・脊髄等の家畜への飼料使用禁止をこの時期に行っております。

次がカナダでございまして、カナダにつきましても、2004 年以降は同じように見つかっていない状況でございます。

その次がフランスでございまして、フランスにつきましても、この 2004 年に 1 頭出ていますけれども、それ以後は見つかっていないというような状況が続いています。

その次がオランダでございます、オランダに関しましては、2001年以降見つからないと。

同じような表でございますので、説明のほうは少し早目に説明させていただきました。

これを全体をまとめさせていただきますと、BSEの発生状況として、この評価対象の5カ国につきましては、2004年9月以降に生まれた牛でBSEの発生は見られていない。先ほど日本だけと御説明しましたがけれども、飼料規制が強化された後、見つかったBSEの感染牛というのは4頭、飼料規制が非常に効果的にきいていると認識しているところでございます。

その次に、SRMと食肉処理ということで、すみません、ちょっと時間の関係もあるので、次に行かせていただきますけれども、先ほど言いましたプリオンが体のどこに分布するかというのを見たものでございます。

ここに書いてありますのは、これが脳、全体のプリオン量の62.5%が脳のところにあります。それから、脊髄のところに24%、背根神経節に3.6%、回腸に9.6%。ほとんど99%のものはここの中に存在するというふうに言われておりまして、この部分が、ここに書いてございますように、脳、脊髄、小腸などに蓄積、これらの器官を特定危険部位(SRM)としております。こういう部位を特定危険部位として、食肉処理のときに除去するという形でございます。

その評価対象の5カ国につきましても、特定危険部位の定義につきましては、国際基準と同様であり、それにつきましては、ちゃんと除去をやっております。

と殺のときにピッシングというのはちょっと専門的な用語ですけれども、そのリスク低減措置も実施されているという状況でございます。

これがSRMの範囲でございますので、これは参考に後で見ただければと思います。

次に、牛の感染実験というところをお話をさせていただきます。

この牛の感染実験というのは、これ2007年ぐらいに結果がまとまっているものでございます。牛の感染実験ですので、実際に牛にBSE感染牛の脳を食べさせてBSEになるか

ということを調べた試験でございまして、御存じのとおり、BSEの感染について、発症するまでに相当時間を要しますので、かつ牛を使った実験ということで、かなり結果が出るまでに時間がかかっておりますし、莫大な経費も要する試験を、英国が中心に行ったものでございます。

これで見たいのは、一番上のところをちょっと見ていただくと、BSE感染牛の脳幹を4か月から6か月の子牛に経口投与したときに、いつBSEが発症したかというのを見た表でございます。

これ、実験1と2に分かれていますけれども、見ていただくと、経口投与の量が違います。これは、100グラムを3回、一番上がですね。100グラム、10グラム、1グラムということで、だんだん量を落としていってます。

これを見て、傾向を見たいのは、たくさん量を与えると早く発症するという状況でございます。ここが一番上のものが30何か月で出ています。それが100グラムになると40何か月になり、1グラムになると58か月、さらに落としていくと、もっと延びていくと。もっと少ない量でも感染していますけれども、例えば100グラムであれば、10頭に100グラムを与えれば、10頭全部感染をしておりますけれども、だんだん量が減ってくると、その発症割合が減ってきます。特に、10ミリグラムでは15分の1頭というような、非常に発症の割合が減ってくるというのが特徴的でございます。

全体の傾向としまして、たくさん食べれば、発症期間が短く、確実に発症すると。量が少なくなれば、発症するまでに時間を要して、発症する割合も減ってくるというのが特徴的でございます。

その下の表のところ、下のほうに文字がちょっと書いてございますが、英国でたくさん発生しているときでも、発症の潜伏期間というのは、5から5.5年というふうに推定されています。

この感染実験から見ると、発症までの潜伏期間が5から5.5年で見れば、そういう英国で非常にBSEが発症したときの投与量に関しても、大体100ミリグラムから1グラム、

これぐらいの量を牛が食べるようなことがあったんじゃないかというふうに推定される。イギリスの非常に盛んなときでも、大体1グラム以下だったというふうに、この期間から推定されるというのが一つでございます。

それから、もう一つが、この感染実験のときに、いつプリオンが神経に見つかるかというのを調べております。

先ほどと同じように、100グラムの場合と1グラムの場合を見ています。当然、100グラムの場合は、早く発症が起こっておりますし、脊髄から見つかるのも早い時期でございますけれども、先ほど申しましたように、イギリスの非常にはやった時期でも多分1グラム以下ということで、44か月齢までは神経にプリオンが見つかっていない。44か月と書いていますけれども、実際の経口で与えたのが4～6か月でございます、実際の生年月日は、これに4から6を足したものでございます。

この次は、実際、どういう試験をやったかというのは、ここに書いています。投与開始月齢3、6、9、12と書いてございますけれども、この時期ごとに、これだけの頭数、要は実験ですので、処分をした上で問題があるかどうか、あるいはプリオンが蓄積されているかどうかというのをずっと調べたものでございます。これを見ていただくと、42か月まではプリオンは全然検出されなかった。ただ、44か月で1例見つかった。しかし、48か月でも見つからず、後、ぼつぼつと月齢が落ちて見つかるというような傾向が出ております。これも先ほど言いました、4から6を足す、実際の生年月日では、そういう状況でございます。

これのまとめということで、今申しましたように、英国における疫学的研究で見れば、英国の非常にBSEのはやったときでも、プリオンの量というのは、脳幹100ミリグラムから1グラムぐらいであろうということでございますし、投与後42か月まで、実際には46か月相当までは、プリオンが検出されることはなかったということです。

それから、もう一つ、我が国では、21か月齢でBSE陽性牛が1頭見つかってございます。これにつきましては、それ以後、いろんな試験がやられております。

わかってきたのは、プリオンの蓄積量が通常の感染牛と比較して 1000 分の 1 程度と非常に少量であったということ遺伝子組換えで、非常に BSE プリオンの感受性を高くしたマウスがあるんですけども、そのマウスにさらに脳内摂取をすると。先ほどは経口摂取ですから、脳内摂取のほうがよりかかりやすいと言われてはいますが、それでやったとしても感染性は認められなかったということです。食品安全委員会の専門委員の方々の判断として、この牛についての感染性は認められないと、牛への感染性は認められず、同様に人への感染性は無視できると判断をしたという状況でございます。今のが感染実験でございます。

続いて、BSE 検査でございますけれども、BSE 発生牛のプリオンが検出されるのは、先ほどのイギリスの感染実験で見ただけであれば、発症前の数か月前でございますので、その前では BSE プリオンの検出は不可能であると、直前にならないと検査でわからないというのが、今の BSE の状況でございます。

もう一つ、各国のサーベイランスでございます。これも、御質問の多いところでございます。日本は、この状況、今、21 か月齢未満の牛は、自主検査でございますけれども、全頭検査であります。アメリカのサーベイランスにつきましては、BSE 高リスク牛につきまして、約 4 万頭を検査しています。カナダにつきましても、高リスク牛中心で、この両国につきましては、100 万頭に 1 頭ぐらいの割合で変化を検出できる水準ということでございます。

ただ、ここの下に書いてございますように、世界的な機関である OIE の基準が 10 万頭に 1 頭の検出可能なサーベイランスでございますので、そういう面じゃ、世界的基準で見ると約 10 倍の、より精度の高い検査をしているという状況でございます。

それから、フランスとオランダにつきましては、EU でございますけれども、健康と畜牛の検査対象月齢につきましては、現在、48 を上げて 72 か月にしてございます。今後、さらなる見直しを、今、検討しているというふうに聞いていまして、フランス、オランダの検査月齢につきましては、健康と畜牛 72 か月という状況でございます。

それから、もう一つ、非定型 BSE でございます。これにつきましても、非常に御質問の多いところでございます。

非定型 BSE につきましては、我が国で約 1,300 万頭ぐらい今まで検査をしておりますけれども、その中で約 2 頭見ついているという状況でございまして、逆に言いますと、非定型 BSE にかかる牛の割合というのは非常に少ないものというふうに考えられるところでございます。

世界的に見て、非定型 BSE というのは、ほとんど 8 歳以上で、6.3 歳以上で確認をされています。日本の一例を除いては、6.3 歳以上で確認をされているということです。非定型 BSE の特徴としましては、非常に発生する割合も少ないし、非常に高齢で発生すると言われております。特に、一番調べられているフランスの例でお示ししますけど、平均で 12.4 と 12.5 ということで、通常の BSE 感染牛の 7 歳と比べると相当高齢なことが見ていただけるのかと思います。

それから、日本で 1 頭見ついている 23 か月齢の非定型 BSE でございます。これにつきましては、ここに書いてございますように、症状は認められず、と畜場の BSE 検査で判断されたものでございます。ウエスタン・ブロットで非定型と確認されています。

これにつきましても、先ほどの若齢牛の場合と同様に、プリオンの蓄積量が非常に少ないということと、非常に敏感なマウスを用いた結果、感染性は認められなかったということで、人への感染性は認められないというふうに判断してございます。

非定型 BSE に関しましては、動物の感染実験によれば人への感染は否定できない面がございまして、非定型 BSE につきましては、8 歳を超える非常に高齢牛で発生をしている。日本における BSE については、人の感染性は無視できるというふうに判断できたというところでございます。

それから、もう 1 点、先ほども申しました変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の関係でございまして、これにつきましても、これ、英国の BSE の発生状況と vCJD の発生状況の表を見たものでございます。

ちょっと見にくくなっていますが、この赤いのが英国での BSE の発生状況です。先ほど言いました、92 年をピークにしている表でございます。こちらが vCJD の英国での発生状況、この青いものです。山が同じように見えますけれども、これ、スケールが全然違いますので、ここをよく見て、vCJD に関しては 10 単位でございますし、これは万単位でございますので、全然違いますけど、見ていただきたいのは、ここの 1989 年のこの青い表でございますけど、英国で特定臓器の食品への使用を禁止、脳とかそういうものを食品に回さないということを 1989 年にやっておりますけれども、それ以後、急激に激減をしているという状況でございます。世界中でこれまでに発見されたのは、先ほど言いました 227 例でございますけれども、英国で 1989 年に脳・脊髄等の食品への使用を禁止した後、1990 年以降に生まれた方に vCJD の患者は今のところ確認されていないということで、その食品を食べることをやめた以後生まれた方で vCJD は確認されていないということで、それをやめることによって非常に効果的な状況でございます。

それと、もう一つ、英国での発生というのは、当初、いろいろ想定されたものより非常に少ない水準だということもあり、BSE のプリオン、牛のプリオンに関しましては、種間バリアによって人への感受性は牛より大分低いというふうに判断されます。種の壁があるというふうに判断されたところでございます。そういう面で、発生割合も低水準にとどまっているというような状況でございます。

それで、今、駆け足で申しましたけれども、そういういろんなことを組み合わせまして総合的に BSE の食品健康影響評価でございますけれども、私どもとしましては、この上にも書いています、一つは、牛群の感染状況、これを見たら、先ほど申しましたように、飼料規制が行われておって、それによって非常に発生が見られていないという状況で、牛に感染というのはほとんど行われていないという状況であるということ。その下の感染実験に書いてございます。通常考えられる投与である 1 グラム以下の経口投与においては、42 か月までに中枢神経に BSE プリオンが検出されないという状況と、人は牛よりも BSE の感受性が低いということを考え合わせまして、先ほど厚生労働省のほうから諮問のあった

30 か月齢以下の牛の肉・内臓の摂取による人の BSE の発症というのは考えがたいというふうに判断をさせていただいたところでございます。

その結果、先ほどの諮問に関しまして、検査対象月齢につきましては、20 か月齢を 30 か月齢にした場合のリスク差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断をさせていただいておりますし、SRM につきましても、全月齢の場合と 30 か月齢超の場合のリスク差はあったとしても非常に小さい。人の健康への影響は無視できるというふうな形でまとめさせていただいております。

先ほどの国境措置、米国、カナダ、フランス、オランダにつきましても同様でございます。同様に人への健康影響は無視できるというふうに考えさせていただいたところでございまして、この内容を昨年の 10 月に厚生労働省にお返ししたところでございます。

以上でございますけれども、食品健康影響評価につきまして駆け足で申しわけございましたが、以上で終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

○司会（厚生労働省・林） それでは、続きまして BSE 対策の見直しについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 BSE 対策専門官 今西保より御説明をいたします。

○今西（厚生労働省） こんにちは。厚生労働省食品安全部の今西と申します。

私のほうから、先ほど食品安全委員会の北池様のほうから説明のあった評価結果を受けて、その評価結果の内容をどうやって遵守をしていくのか、どうやって守っていくのかということについての管理の方法ということを中心に話をさせていただきたいと思えます。

当然、その管理をするところは、日ごろ皆様が余り立ち入らなくて見たこともないようなと畜場というところの画像も含まれております。当然ながら皆さんがスーパーで買われるお肉というものは、そういったと畜場でと畜をされて実際にスーパーに並ぶということですので、余り見ない画像についても理解していただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今日説明する内容の概要になります。

一つ目は、これまでの対策、つまり現状、今もやっている対策ですが、見直すまでの対策というのがどういったものがあるかということ、それから一昨年の 12 月に我々が食品安全委員会のほうに食品健康影響評価の依頼をさせていただきましたが、なぜ、そのような再評価というものをしたのかという経緯についての説明になります。

続きまして、昨年 10 月の食品健康影響評価を踏まえた対応ということで、我々として国内措置、これは国内のほうの措置になります。具体的に言えば、国内のと畜場でどのような管理をするのかというようなお話になります。

それから、輸入措置、これはもちろん実際にと畜しているのは、アメリカや、カナダ、フランス、オランダの 4 つの国でと畜された牛が日本にやってくるということで、実際、それらの 4 つの国でどういった条件でと畜をして日本に輸出するかというお話になります。

最後に、今後の予定ということの説明して、私のほうの説明にしたいと考えております。

それでは、早速ですが、これまでの対策ということで、我々厚生労働省でやっている内容と農林水産省のほうで農場管理をしているという内容の二つのものになります。

まずは、BSE はヨーロッパでまず確認されている病気になっておりますので、一番最初の対策というのは、輸入でヨーロッパの牛肉を止めるということをやっております。平成 13 年の 9 月に、日本でも BSE の牛が確認されるということがありまして、国内における対策というものを厚生労働省、それから農林水産省のほうで対策をしていくということになり、まず初めにしたことは、この 1 頭目が出たときは、トレーサビリティもありませんし、日本においてどれぐらい異常プリオンというものがあるかというのもわからない状況でしたので、国民の不安というのも含めて、まずは全ての牛を検査をしようということで、全頭での検査を始めております。

実際、BSE 検査というのは、牛の延髄の一部分のかんぬき部というところを使わないと検査ができないということで、採血をしたりとか尿をとってと、生きた状態で検査ができませんので、どうしても BSE 検査をするときは牛を殺さなければいけないということに

なります。全頭検査するためには、やはり殺す場所というのはと畜場という牛が多くなりますので、と畜場での検査ということで、厚生労働省のほうで全頭検査というのを始めたということになります。

先ほどの評価のほうの御説明があったとおり、もう一つ重要なことは、そういった異常プリオンがたまる場所、脳なり脊髄なり、そういったところをしっかりとと畜場でとってしまって、消費者のところには絶対に出さないという対策が必要になってきます。そういった対策というのが、ここの特定危険部位の除去ということで、頭部、脊髄、扁桃、回腸遠位部と、そういったところの除去というのを義務づけるという対策をとっております。

同時に、当然、**BSE** をこれ以上増やさないということで、肉骨粉を断ち切るということも大事になっておりますので、そちらのほうは農林水産省のほうで飼料規制という形で始めたということになります。

実際、飼料規制はもう少し前から始めていますが、ここで完全禁止という形になっております。

このように、国内で対策をとっているときに、新たな地域ということで、カナダ、アメリカという北米の地域でも **BSE** が確認されたということで、それぞれの地域から輸入を禁止をするという対策をとっております。

その後、平成 17 年になりますが、食品安全委員会に評価を依頼しておりまして、そのときの評価というものを踏まえて、検査月齢のほうを 21 か月齢というふうにしております。

ただし、皆さん御存じのとおり、都道府県等で自主的な判断で 20 か月齢以下が続けられているというのが現状ということになります。

その平成 17 年のときの食品安全委員会の評価にもあったのですが、どうしてもと畜場で安全に牛を倒すためにピッシングというものが行われていたんですが、そのピッシングという行為というのは、異常プリオンを体の中に広げるおそれがあるということがありますので、ピッシングについても、全てのと畜場でやめていただいて、全てのと畜場でやめ

た段階でピッシングを禁止という形をとって、このピッシングは禁止されたというのが、実は OIE の管理されたリスクの国の一つの条件にもなっておりますので、ピッシング禁止ということで OIE 総会で日本という国が管理されたリスクの国という形で認定をされています。

今回評価をお願いした国というのは、日本を含めて、アメリカ、カナダ、フランス、オランダとありますが、この4カ国は、いずれも同じ OIE 総会で管理されたリスクの国と認定されている同じステータスの国であるということになります。もちろんながら、ピッシングとかそういう対策というのは、同じように行われている国ということになります。

アメリカ、カナダについては、国内での評価の後に、アメリカ、カナダの 20 か月齢以下という条件、それから特定危険部位を全月齢から取るという条件のもとに輸入を再開しております。

先ほど説明した飼料規制になりますが、飼料規制については、日本とアメリカ、カナダ、EU という形で捉えておまして、当然ながら牛から牛というのは全ての国ができず、これは OIE のほうでも求めていることになります。

日本については、このほかにも牛のものを豚・鶏に与えないということ。ただし、豚・鶏を豚・鶏には与えてもいいというのが日本の飼料規制。ヨーロッパは、全て使用できないという規制。アメリカ、カナダについては、牛から牛は使用できない。これは当然のもので。これについては、1997 年からやられております。

この新しく飼料規制として強化した部分というのは、アメリカにおいては 2009 年、カナダは 2007 年になりますが、異常プリオンが蓄積する SRM という部分について、豚・鶏の餌にも使ってはいけないように強化をしたということになります。

このような対策をとっている中で、先ほど司会から説明がありましたとおり、日本だけでなく世界的に BSE の発生数は非常に激減しているということ、つまりリスクが低減されていること。国際基準である、OIE により「管理されたリスク国」と、日本と同じステータスに認定された国々から国際基準に則した貿易条件への早期の移行について要請さ

れていること。

それから、もう一つは、平成 17 年の食品安全委員会評価のときは、先ほど説明された大規模な感染実験という結論がまだ出ていないというタイミングであり、平成 17 年の評価後、平成 19 年ぐらいからイギリス中心にやられていた感染実験が論文になり、新たな科学的知見という形で出てきておりますので、そういった新たな知見が確認できてきたということも踏まえて、我々としては、このような科学的知見と、それから各国から集めた BSE 対策の情報というものを全て集めて食品安全委員会に評価を依頼するという一方で、対策が 10 年経過したなかで、日本だけでなく輸入条件といった対策全般について再評価という形で、一昨年の 12 月に食品安全委員会に諮問しております。

その後の経緯については、先ほど北池さんのほうから御説明のあったとおり、我々のほうで諮問した内容の 1 番と 2 番について、昨年 10 月の答申がなされました。3 番については、引き続き食品安全委員会のほうで審議をさせていただいているという状況になっております。

答申内容についても、先ほど御説明のあったとおりですが、国内措置、国境措置という形で、それぞれ答申をいただいております。

具体的な内容については、検査対象月齢を 20 か月月齢超から 30 か月月齢超にした場合のリスクについて、それから SRM の範囲についても、スライドの形で答申をいただいております。

次に、ここからが我々のほうの管理措置としての対応の御説明になります。

まず、国内措置のほうですが、今回、食品安全委員会から評価いただいた内容を管理するとした場合、この見直し案になるということになります。

一つは、検査対象月齢を 20 か月月齢超から 30 か月月齢超にすること。具体的に言いますと、30 か月月齢以下の牛について、検査は必要ないという形にする。それから、SRM の範囲というものについても、先ほどの食品安全委員会の評価を踏まえて、30 か月月齢というところで線を引いて、30 か月月齢よりも上については、これまでどおりの頭部、脊髄、脊柱、回腸

遠位部を除去する、30 か月齢以下の場合は、回腸遠位部と扁桃を除去していただくという形を考えております。

つまり、30 か月齢以下の牛であれば、頭部のうちほほ肉と舌というのは今でも食用として取ることができるのですが、それ以外のこめかみとか、そういったところの肉や、脊柱については、いわゆるTボーンステーキのように脊柱の入ったようなステーキというものの提供が可能になるということで、見直し案を考えているということになります。

それぞれこのような見直しについては、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則とと畜場法施行規則及び、食品・添加物等の規格基準の告示の三つの法を改正するというのが具体的な改正内容ということになります。

このような見直しをするためには、先ほど説明したと畜場での月齢による区分ということが出てきますので、月齢によって分別管理をしていかなければいけないということになります。

これは、脊柱についても同じですが、30 か月齢以下と30 か月齢を超えるものでしっかり分けてもらわなければいけないというのが非常に大事な管理になるということです。厚生労働省のほうで考えている管理の仕方というものを既に案の段階で示してもらっていますが、その案について、いろいろ意見をいただきまして、その意見を踏まえ、新しい形にして通知をする予定にしております。

具体的には、BSE 検査が終わっていない牛肉については、と畜場から出荷することができませんので、BSE 検査をしているものとしていないものという形で分けてもらうこと、それから先ほどの特定危険部位の30 か月齢超で除去しなければいけない部位と30 か月齢以下で除去しなくてもいい部位がありますので、月齢で分別をしてもらわなければいけないという、大きく分けて二つのことがあります。

どのように管理していくかということになりますが、日本では牛のトレーサビリティというものがあります。この牛トレーサビリティには牛個体識別台帳というものがあり、それに基づいて月齢を確認するということになります。

実際には、牛の耳には耳標というものがついておりまして、そこに 10 桁の番号が書いてあります。この 10 桁の番号、生年月日、月齢をと畜を申請すると畜検査申請書に書いていただきます。このように、月齢がわかるような形で申請してもらうことを考えております。

このように、月齢がわかる状態だと畜場に牛が入ってきますので、まず表面にこのように方法はいろいろあると思いますが、スプレーとかで識別をします。

そして、分別管理については、難しいかもしれませんが、例えば月曜日は 30 か月齢以下をする、火曜日は 30 か月齢を超えるものをするみたいな形で、曜日で分ける方法もあるでしょう。それから、一日に両方をと畜するのですが、午前中は 30 か月齢以下の牛をと畜して、午後は 30 か月齢を超える牛をと畜する形で、時間で分ける方法というのが二つ目。どうしても時間で分けることができないという場合は、一頭一頭、30 か月齢を超えている、30 か月齢以下というのを区別しなければいけませんので、マークというものをつけて作業をしていくということになります。

実際、このような体の表面にマークをつけた牛は、剥皮の段階でマークが消えてしまいますので、剥皮した段階で今度は、いろんなところにタグをつけていくというのが必要になっていきます。

その後、いわゆる特定部位の一つになりますが、頭部がまず取れます。頭部には舌とかほほとか、食用にできる部分がありますので、まずは、そういったものを取ります。さらに、30 か月齢以下であれば、こめかみ肉とかを取ることができるのですが、このような部位を取るためには、その頭部が 30 か月齢以下の頭部なのかどうかということが確実にわかるようにする目的でタグをつけるということを考えております。

実際作業する場所は、30 か月齢以下と 30 か月齢を超えているものがまじってしまうと大変になりますので、交差汚染が防止できるような体制が必要です。

もう一つ大事なことは、この頭部で 30 か月齢を超える場合は、舌とほほ肉以外の部位はしっかりと残っているというのを確認してもらう必要があるというふうに考えております。

す。

頭部を取った後の作業は、内臓の摘出があります。内臓については、最近、ホルモン料理とかでいろいろな部位があり、食べられています。それぞれ BSE 検査中の牛の内臓はと畜場から出荷できませんので、BSE 検査中というのがわかるように管理してもらいます。

もう一つは、腸の一部分に回腸遠位部という部位があり、ここが特定部位になりますので、ここは、しっかり取ってもらうという管理が必要になってきます。

この作業をするときも、と畜検査員の確認を受けていただくということで考えております。

次の作業は、胴体を真ん中で半分に割るといふ背割りという作業になります。背割りについては、脊柱の中にある脊髄が 30 か月齢を超えた牛のものは SRM になりますので、この脊髄についてはしっかり取ってもらいます。それで、脊髄を取った後に、のこぎりを用いて半分に割るといふ作業になります。

こちらについても、30 か月齢を超えるものは SRM になりますので、残った硬膜についてもしっかり取ってもらうことになります。背割りはのこぎりを用いるので、のこぎり片が飛散ないように洗浄水をかけながら行ったり、背割りした後、しっかり洗浄するという作業をしてもらうことになります。

最後には枝肉という形になり、枝肉でのと畜検査員の確認の際に脊髄がしっかり取れているか確認して、識別ラベルというのがつけられて枝肉保管庫では、BSE 検査中の枝肉はしっかりとわかるように保管することになります。しっかりと個体識別番号の表示も行ってもらうことで、一頭一頭の管理をしてもらうということです。

このようにと畜場で枝肉になったものは、次に食肉処理業に運ばれ、肉のカット作業に移るわけですが、肉のカットをした場合、このような脊柱の入ったような状態であれば、当然、個体識別番号が付けられています。この状態からでカット処理して脊柱を取るときは、30 か月齢以下の脊柱をほかの食品、例えばゼラチンの原料とか T ボーンステ

キにするとか、そのように使う場合は、必ず 30 か月齢以下というものと 30 か月齢を超えるものを分けて管理をしてもらうということで考えております。

この脊柱ですが、骨だけになったとしても 30 か月齢以下ということが確認できなければいけませんので、確実にわかる形で業者間で取引をしてもらうということになります。

30 か月齢以下の牛かどうかわからないということもあり得ますが、わからないときは、消費者への販売はできないということになります。

次に、輸入のほうです。基本的に、日本のと畜場と世界のと畜場は変わりませんので、同じような管理になりますが、輸入の場合は、特に今回、30 か月齢以下でしか輸入してはいけないという条件がありますので、この 30 か月齢以下に管理をどのようにするのかというのが重要なことになります。このことは、日本と同じように、月齢確認からしていくということになります。

相手国のと畜場での管理になりますので、当然、相手国の政府が管理をするものになります。相手国の政府と協議をしていく中で重要なこととして、30 か月齢での区分管理がしっかりできているかどうかということと、SRM の除去ができるかどうかということについて、協議をした上で、さらに現地まで行き調査を実施してきました。

調査では、と畜場、カット施設ともに、月齢による区分管理、SRM の除去ができる体制が整っていることの確認を行っております。

今回の見直しでは、30 か月の月齢での管理が必要になりますが、アメリカ、カナダ、それからフランス、オランダについては、既に今でも、30 か月齢で脊柱、いわゆる背骨の区分管理をやっておりますので、四つの国は、既 30 か月を境目にした区分管理は行われていますので、アメリカなりカナダが既に行って管理の内容の確認と、さらにお願ひしなければいけない内容の両方を確認したということになります。

また、米国からは、新たな見直し後、一定期間の後、遵守状況を踏まえた検疫措置等の見直しについての、BSE 対策に関する継続協議と要望を受けているところです。

では、北米を例にしてどのような管理を行っているのかということの説明になります。

この写真はアメリカの場合なので非常に大きな規模になり、今回調査したところは、一日 5,000 頭ぐらいの規模で処理をやっているところになります。ですから、牛を運んでくるトラックも非常に大きくなり、生体受け入れておく場所も非常に大きいところです。プレミアム牛には、耳標で生産記録により月齢が確認できる、月齢証明牛がありますが、これらの牛は限定的であり、この段階ではまだ月齢はわからない牛も多くいます。

BSE の症状があるかということで、まずは生体検査を実施し、BSE の症状等があるかということを確認します。そして、放血の後に、口を開いて、月齢を歯列で確認するのですが、このように 2 列目の歯が生えていないかどうかを確認します。前の 2 本（1 列目）の大きな歯、これが大人の歯ですが、右の写真のように、2 列目にも大人の歯がこのように出てきていないかということを確認していきます。これが確認できれば、30 か月以上だと判断する。これを一頭一頭行っていくという方法で月齢の確認を行っていきます。30 か月齢以上となれば、このように、30 のマークをつけて、この牛は 30 か月齢以上ですと、一頭一頭識別をスタンプでやっていくという方法です。

その後、先ほどの国内と同じような作業です。頭を取って、内臓を取ってという作業を行っていきます。内臓には、回腸遠位部というところがありまして、そこについては日本と同じように除去を行う。この作業は、特に日本と変わるようなものではありません。

次に背割り、こちらもあまり変わらないですが、国内と同じように機械の鋸で切断します。脊髄については、このようなバキューム式のもので取っていきます。ナイフなどの器具については、30 か月齢を超えるものと 30 以下のもので分けて使っています。

最終的には、日本も同じですが、枝肉検査の段階でしっかり脊髄が除去されているかを確認します。

識別方法も同じような方法ですが、このようなタグを用いて管理をし、30 か月齢以上の脊柱、これはアメリカでも国内で流通できませんので、このように青い色を塗ってわかるようにしています。つまり、この脊柱に青い色を塗っている枝肉が、30 か月齢以上の枝肉で、専用のレーンを使って、鍵を閉めて管理しています。

アメリカでの、その後のカットでの管理は、まず一日の初めのほうは、30 か月齢以下の枝肉の処理を行い、その後、ある程度時間を開けて、30 か月齢以上の枝肉の処理をやる方法で管理しています。

このように、カットでも 30 か月齢以下と 30 か月齢を超えるものがまじらないように、国内の措置で既に行われています。

このような方法で、30 か月齢以下の処理では、脊柱は取らなくてもいいのですが、30 か月齢超の処理では、しっかりと脊柱を取ることをやっています。処理の時間で分けるという方法で管理しているということです。

包装の表示についても、30 か月齢以下の肉と 30 か月齢を超えている肉がわかるようなラベルを張っていきます。

実際は、カットする工程の最後でパックをしていきますので、そのパックをするまでの工程が時間で管理ができるということになっております。

これは、ひとつの例ですが、例えば片仮名を使って日本向けとわかるようなラベルとか、ラベルでわかるような管理をしているということになります。

おさらいになりますが、BSE の検査体制は、今回改正した後の日本は 30 か月齢超、食肉検査でやっている EU では、72 か月齢超とありますが、正式ではないですが、今年の下月下旬から 3 月上旬に、ブルガリアとルーマニアを除く 25 カ国は、それぞれの国の判断で 72 か月齢超の牛でも検査を廃止することができるということに決められております。

廃止するかどうかは各国の判断になりますが、EU における対策は動いております。

そのほかとしては、先ほど説明したサーベイランスになりますが、それぞれの国が高リスク牛というのを中心に検査をしているという状況になります。

次に、特定危険部位になりますが、改正後の特定危険部位は、基本的には、OIE の国際基準に適合するような形で改正されると、これは、食品安全委員会の評価を踏まえてということになります。

次に、対日輸出条件ということなのですが、先ほど食品安全委員会の評価結果を踏まえ

た輸出国との協議においては、各国とも 30 か月齢以下の、それから SRM の除去というものが条件だったんですが、オランダについては、非常に子牛の産業が発達している国でして、オランダのほうから子牛だけを輸出をしたいという話がありました。

オランダは、子牛専用の農場や子牛専用のと畜場を持っておりまして、と畜場であればレーンも低く、大きな牛は入らないというようなと畜場というのがあります。そのため、子牛に限定すると管理が非常にやりやすいため、12 か月齢以下という条件で協議をしていると。

今後、オランダから、12 か月齢から 30 か月齢も輸出したいという話があれば、協議をすることになりますが、まずは、12 か月齢以下の子牛肉ということで協議しています。また、SRM については、同じ条件の扁桃・腸で全月齢取ってくださいということになります。

最後に、今後の予定を御説明したいと思います。

一昨日は、東京での説明会を開催しておりまして、今日は大阪での説明会になります。

今後は、来週の月曜日に薬事・食品衛生審議会で、今日説明した国内の措置、それから輸入の措置ということについての説明や報告をする予定にしております。

審議会で特段問題がなければ、来月、2月1日に、国内措置については、と畜場法施行規則、それから BSE 特措法の施行規則、これらについては、BSE の検査の対象月齢や SRM の範囲の見直しを含んでおり、それらについて省令の改正をします。

ここでは、説明の順番がずれますが、と畜場での管理というのは、今回初めて 30 か月齢での分別管理が必要になるということもあり、準備期間が必要になること。それから、BSE 検査についても、都道府県の事務になっておりますので、混乱の起きないような時期ということで、年度のかわる 4 月 1 日での施行を考えております。

対しまして、輸入措置、それから脊柱のお話になりますが、脊柱については、輸入のほうにも関係することもあり、脊柱に関する告示については、改正と施行を 2 月 1 日で同日付で行う予定です。

輸入措置については、アメリカ、カナダは輸入条件の見直し、フランス、オランダにつ

いては、輸入条件を新たにつくるということになりますが、輸入条件の内容の通知を改正いたしまして、その日に施行ということを考えております。

ですので、輸入については2月1日、国内のほうは準備が必要なので4月1日という、今後の予定になっております。

最後に、厚生労働省ではBSE検査に必要な経費ということで、21か月齢の牛のBSE検査について国庫補助を出しているところです。

この国庫補助については、本年の4月の段階では、先ほど御説明のあった、今、食品安全委員会において審議をしているさらなる月齢の、いわゆる2次答申を踏まえて、我々のほうの管理措置を決めるというのには、4月は時間的に非常に難しいので、4月の段階では、30か月齢超での施行を考えており、この30か月齢というのは、和牛のと畜の平均的なところになりますので、自治体がBSE検査を続ける、続けないという判断を、和牛のことも考えてしっかりと、全頭検査をやめることを判断してもらうためには、さらなる上の月齢、どのような結論になるかわかりませんが、二次答申を待って、その段階で見直すことを考えています。

これ以降は、参考資料でさまざまな資料をつけさせていただいております。後ほど見ていただければと思います。

私からの説明は以上になります。御清聴ありがとうございます。

○司会（厚生労働省・林） それでは、ここで約15分間の休憩をとりたいと思います。こちらの右手の時計で15時ちょうどに再開をいたしますので、それまでにお席にお戻りください。

なお、お手洗いでございますけれども、女性のお手洗いは、皆様から見て右手の出口を出たところがございます。男性のお手洗いは、左手の出口を出たところがございます。後ろの扉につきましては、会場の都合で閉め切らせていただいておりますので、どうぞ皆様の左右の出入り口を御利用ください。

15時ちょうどに再開をいたしますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○司会（厚生労働省・林） それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

質疑・応答、意見交換を行いたいと思います。

壇上には、先ほど講演を行いました2名に加えまして、農林水産省消費・安全局動物衛生課 課長補佐の松尾和俊が加わっています。

御質問のある方、御意見のある方は、手を挙げてお知らせください。私が指名をいたしましたら、係の者がマイクをお持ちいたしますので、できれば御所属とお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。

本日御参加いただけなかった方も含めまして、広く情報を知っていただくために、今回の講演の内容と意見交換の様子を議事録として関係省庁のホームページで後日公表させていただきます。

議事録に御所属やお名前を掲載させていただくことに不都合がある方は、そのようにおっしゃってください。

できるだけ多くの方に御発言をいただきたいと思います。

御発言は、要点をまとめていただきまして、2分以内を目安をお願いいたします。2分を経過した時点でベルを鳴らさせていただきますことを御了承ください。

また、回答もできる限り簡潔をお願いいたします。

それでは、どなたからでも御質問・御意見のある方は手を挙げていただくようお願いいたします。

それでは、そちらの前の方、お願いいたします。

○質問者A 本日は御苦労さまでございます。私、大阪食肉買参事業協同組合の阪本と言います。

本日は、BSE に関していろいろと勉強になりましたが、お聞きしたいことは、BSE 以外のことでもいいんでしょうか。厚労省の先生方もお見えですので、この機会にお聞きしたいと思うんですが。

○司会（厚生労働省・林） できるだけ BSE に関連したことでというふうに思っております。御質問の内容によっては、お答えしかねる場合もあるかも知れません。

○質問者 A 実は、我々食肉業界にとりましては、BSE が発生以来、宮崎のタン塩業とかユッケの事件があったり、また稲わらの牛の問題とか、もう逆風が打ち上げております。けれども、その中で一つお願いというか、前に進めていただきたいと思っておりますのは、牛肉のたたきの販売につきまして、以前から関係団体を通じてお願いをしておりますけれども、対処はしていただいておりますので、非常に残念だと思っております。

それで、一般の消費者のニーズというのは非常に高いものがありまして、今現在、認められているというか、許可されているのは、いわゆるレアステーキ、要は飲食店、レストランでは許可されているわけですね。ところが一般食肉店での、いわゆる牛肉のたたき、以前はそれぞれが衛生マニュアルをつくって、それに沿って作り、安全なものを出してきて、それが非常に高い人気がありまして、好評といいますか、やはり売り上げに寄与してきたことが大きいものですから、やはりそういうことに関して、衛生マニュアル、いわゆるユッケの衛生マニュアルということはよくわかっておりますけれども、たたきについては、ユッケは 60 度の温度の中で 6 分でしたか、そういうようなことで、たたきは直火で、いわゆる直接 6 面を 5 分ないし 10 分で作るわけですから、そういう意味では、表面での滅菌というのか、殺菌というのは十分できると思うんですよ。それは、あくまでもつくる側の姿勢といいますか、衛生マニュアル、調理マニュアルをきっちり守ってつくれば何の問題もないと思うんですが、レアステーキが認められて、たたきが認められないというのは、ちょっとおかしいと思っておりますので、その辺のお答えをいただきたいと思っております。

○司会（厚生労働省・林） 済みません、本日のテーマと直接は関係ございませんので、基本的には、御要望として持ち帰らせていただきたいと思うんですけれども、何か簡単に

お答えがありましたら、お願いします。

○今西（厚生労働省） 司会からお話があったとおり、私は、その件についての担当ではなくて、直接お答えするのが難しいですが、いただいたご意見は、担当におつなぎいたしますので、御了解いただければと思います。

○司会（厚生労働省・林） 大変恐れ入ります。

それでは、その前の方、お願いします。

○質問者B 私、大阪の南港臓器の山口と申します。

今回のこの30か月齢では、今説明でわかったと思います。これ以上の、30か月以上の答申というのはお考えがあるんですか、今現在。

何か食通の新聞では、今現在、30か月齢で答申するが、それ以上の50か月とか、そういうようなころではあるか、ちょっとお伺いしたいんです。

○司会（厚生労働省・林） では、これは食品安全委員会で御検討いただいていると思いますので、まず北池課長、お願いいたします。

○北池（食品安全委員会） ただいまの御質問でございますけれども、私が説明をさせていただいた資料の5ページのところに、厚生労働省のほうから私どもにいただいている諮問内容がございます。その諮問内容と、一番下の3のところが30か月齢による評価を終えた後、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制値を引き上げた場合のリスク評価ということをいただいております。現在、私ども食品安全委員会で、先ほど申しましたように、昨年の10月に1と2の評価は終わらせていただいているんですけれども、その後につきましては、続けてプリオンの専門調査会を開催いたしまして、現在、検討しているところでございます。

今検討中ございまして、時期がいつごろになるとか、それについては、ちょっと申しわけございませんけれども、現在、鋭意進めているところでございます。

○司会（厚生労働省・林） それでは、ほかに御質問・御意見ございますでしょうか。

それでは、真ん中の上から4段目の方、お願いいたします。

○質問者C 全く一般の消費者で福田と申します。

先ほどの説明でちょっとわからなかったことがあるのでお聞きしたいのですが、何かプリオンの体内の分布のところでは脳に 62.5%たまると書いてありましたよね。何か、30 か月齢以下だったら扁桃だけ引くと書いてあったんですけど、ほとんどこれ引いたらあと何%になるのかなと、ちょっとそのあたりが早口でよくわからなかったのと、ちょっと昔、中間取りまとめをされたときに、その中で、日本人は BSE タイプから言って、何か共食いみたいなものに対する感じで、注意みたいなことが書いてあったことがありましたよね。それ、その後、全然どこでも目にすることがないんですけれども、今、どういうふうにご考慮されているのかなと、90%以上がどうのこうのと書いていましたけれども、ちょっと今どうなのかということをご教えてください。お願いします。

○北池（食品安全委員会） まず1点目の御質問でございますけれども、私の御説明をした資料の18 ページのところでございますよね。牛の絵を描かせていただいたところでございますけれども、これは、今おっしゃられた月齢によってプリオンの分布というのは若干変わってきます。当然、早い月齢とか、それによって変わりますけれども、基本的にプリオンが非常にたまってきた段階でどの部位に存在するかというのを見たものでございます。非常にプリオン蓄積量がふえた段階で、もう末期的な症状になったときにどういう割合で分布するかというのを見たものでございまして、基本的にそういう面で脳とか脊柱に多く分布するというのを御説明をしたところでございます。

先ほどおっしゃられました30 か月齢までということにつきましては、多分、23 ページの表のところをおっしゃっておられるのかなと思っておりますが、これはちょっと違いますが、プリオンの感染実験をしたものでございます。牛にプリオンを含んだ餌を食べさせていつごろ感染するかというか、これはいつごろプリオンが出てくるのかというのを見たものでございまして、先ほど申しましたように、大体1グラムぐらいであれば、44 か月齢ぐらいまでは中枢神経を含めてプリオンは存在していない、それ以後、中枢神経に存在するという状況になるというふうにご実験結果で出ていらっしゃるところでございます。

それから、もう1点の今のタイプとおっしゃられましたよね。

○質問者C 何か中間取りまとめの中で、遺伝子のタイプが……。

○北池（食品安全委員会） 今おっしゃられました、少しタイプによって、多分、人のクロイツフェルト・ヤコブ病の感受性の問題が違うというようなお話のところではないかと思っております。

ただ、先ほど申しましたように、牛から人間にうつるクロイツフェルト・ヤコブ病に關しましては、先ほど申しましたように、全世界で227名がかかっているという状況でございまして、日本人の方というのはまだ1名がかかただけでございまして、牛から人につきますとは、ある意味で種の壁というんですか、非常にうつりにくい、人間と牛との間でそういうものがあるというふうに言われておりまして、当初想定されたよりもかかっている割合の方は相当少ないというような状況でございます。

ちょっと不十分で申しわけございませんけれども。

○今西（厚生労働省） 少し補足させていただきたいと思います。

プリオンの分布について、牛は、異常プリオンが含まれている肉骨粉を口から食べ、その口から入った異常プリオンが回腸遠位部というのパイエル板というところで体内に吸収されると考えられており、回腸遠位部、パイエル板には比較的早く異常プリオンが到達しますので、全月齢除去となります。そのパイエル板からは神経系を通過して脳まで行くと言われており、その脳までの神経系内での動きが非常に遅く、脳や脊髄、中枢神経系に蓄積するまでは時間がかかるということです。先ほどの説明のとおり、異常プリオンの量にもよりますが、量が少なければ、中枢神経系のところに行くには、40数か月という時間がかかる、つまり40数か月以降にならないと、蓄積しないということがあります。我々としては、そういったことで全月齢で取る必要がある部位は除去するというので、食品安全委員会の評価に基づいて対策を考えているということになります。

それから、二つ目のお話については、評価書のほうに記載がありますので、評価書を確認していただければと思います。評価書の88ページのvCJDの説明のところに書かれて

いるところがあります。

恐らくご質問の内容は、ヒトが持っているプリオンたんぱく質の遺伝子型のコドン 129、129 番目のアミノ酸コドンと遺伝子型という、非常に難しい話になりますが、そこに付いているアミノ酸の種類で分けることができ、メチオニン／メチオニンという、というアミノ酸がついているヒトと、バリン／バリンというアミノ酸がついているヒトと、メチオニン／バリンというアミノ酸がついているヒトの三つの種類のタイプがあるということです。ご質問いただいているとおり、日本人は、感受性が高いと言われているタイプである、メチオニン／メチオニンが多いということは、今回の評価書にも書かれています。

○司会（厚生労働省・林） 今申し上げました評価書というのは、食品安全委員会の食品健康影響評価の評価書であります。食品安全委員会のホームページに掲載されておりまして、厚生労働省の BSE のページからもリンクをさせていただいております。

それでは、次の御質問・御意見をいただきたいと思えます。

一番上から 3 段目の右手の方、お願いいたします。

○質問者 D 一般の消費者で大橋と申します。

今、全国にと畜場が何カ所あるのかと、その全体でと畜検査員の方は何名いらっしゃるのかということをお教えください。

また、輸入肉の違反を見つける輸入の検査員の方は全国で何名いらっしゃるのか、教えてください。

○司会（厚生労働省・林） これは厚生労働省ですか。

○今西（厚生労働省） 具体的な数字を今日は持ってきていないので、正確な数字でお答えするのは難しいですが、牛のと畜を行っていると畜場は、恐らく百二、三十カ所ぐらいだと思っています。なお、豚のと畜しか行っていないと畜場も入れると 200 を超えます。

と畜検査員の数、これも具体的な数字は難しいですが、自治体の獣医師で、恐らく 2000 名を超えている方が、今、と畜検査をやられていると思います。

輸入についても、これは港での食品衛生監視員ということになると思いますが、それら

についても具体的な数字を持っていないのですが、400人ぐらいだったと覚えております。

○松尾（農林水産省） 1点補足しますが、農林水産省でも動物検疫という観点から、動物への病気を広げないという観点で、同じように食肉も検査しておりまして、こちらのほうの動物検疫所の検査員は370余名でございます。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次の御質問をお願いいたします。

そういったしましたら、前から4列目の。

○質問者E 天狗中田産業（株）の金森と言いますけれども、今回の食肉に対する規制緩和というふうに言われているんですけども、食ではなくて、飼料に関して、厚生労働省のほうの規制緩和に対して、飼料のほうについて同じように規制緩和というのが、あるいは農林水産省のほうでの方針といいますか、これに対してどういうふうに規制を変えていくのかということをお話願えますか。

○松尾（農林水産省） 動物への飼料、餌ということでございますね。

今般の食品安全委員会における評価については、餌については、スコープ外、範囲外になります。

ただ、現在、農林水産省としては、昨年9月に、今日の説明でも幾つか出ておりますが、OIE（国際獣疫事務局）という、BSEに関しては、一番国際基準を作っているところでございますが、そちらの中のBSEステータス評価というのがございまして、各国のBSEの状況、評価してくる機関がございまして、その今の最上位である、無視できるリスクの国というのを目指しております。

そうした中で、昨年9月に国際基準、無視できるリスクになれるかどうかという申請をしておるところでございます。

ですから、今のところ、農林水産省としては、そうした動きの中で、現在の規制の体制の中で、こうした最上位の基準をとろうということを考えている状況でございます。

○今西（厚生労働省） 先ほどのと畜検査員の数ですが、厚生労働省の資料の39番目の参考資料の下のところに、都道府県等の食肉衛生検査体制の記載がありまして、2012

年 3 月末現在、81 自治体、111 機関、と畜検査員が 2,688 人になります。

○司会（厚生労働省・林） では、次の御質問・御意見お願いいたします。

一番右端の方、お願いします。

○質問者 F 済みません、食品関係会社の山本と言います。

ちょっと的外れな質問になるかもしれませんが、ちょっと疑問に思ったことがあります。お伺いさせていただきます。

輸入措置の見直し案のところ、30 か月齢以下の場合の SRM の定義といますか、見直し案で変わるということで、先ほど何回か話に出てきました T ボーンステーキですね、脊柱が含まれるもの、あれの輸入が可能になってくるというお話だったと、そういう理解をさせていただいているんですが、今、現状の平成 16 年の通知で、輸入牛肉の安全確保についてということで、全ての国からの、いわゆる SRM が含まれているものの輸入を自粛するよという通知が出ていまして、それ現在、今、生きていると思うんですけども、そこでちょっと疑問に思ったことは、この 30 か月齢以下のものの輸入措置の見直しというのは、このあくまでも 4 カ国に限ってのお話なのか、それとも国内措置でも SRM の見直しが行われているので、例えばオーストラリアからの T ボーンステーキは、これは輸入可能になるのか、30 か月齢のところの部分をどういうふうに判断するといえますか、先ほどアメリカに現地視察に行かれたというお話でしたけれども、オーストラリアに行かれたというお話は出ていませんので、そのあたりどういうふうな、この通知をこれから廃止されるのか、その辺の考え方といえますか、整合性といえますか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○今西（厚生労働省） 今回、現地調査の目的は、アメリカ、カナダは 2 国間協議での輸入条件の見直し、フランス、オランダは、これから新しい輸入条件をつくるという中で現地調査ということになります。ですので、対象となる国は 4 カ国のことで、4 カ国の現地調査を行っているということになります。

また、平成 16 年に、全ての国からの SRM の輸入を自粛していただく内容の通知を発出

していることは、御質問のとおりです。これについては、例えば、オーストラリアであれば、オーストラリアにおける状況を確認しなければいけないと思っております。オーストラリアなどの日本に牛肉を多く輸出している国について、まずは、状況を確認した上で、この通知についての対応を考えようと思っております。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次、お願いいたします。

そしたら、前から3列目の方、お願いします。

○質問者G 弊社、ニュージーランドから牛の胆汁由来のタウリンを輸入しているんですけども、その牛の原産国がいろんなところが入っているんですけども、その中にブラジルが含まれておりまして、先月、農林水産省から、ブラジルで BSE が発生したということで、輸入を禁止されていると思うんですけども、それでタウリンの主な原産国、ニュージーランドでつくっている原産国なんですけれども、アメリカとブラジルで7から8割ほど占めておりまして、実際、ブラジルとアメリカがだめになってしまうと、なかなかもう製造ができない段階です。日本のタウリン、食品のタウリンなんですけれども、主に乳製品、乳児用の乳製品に使われておりまして、こちらが欠品、タウリンが欠品してしまう状況なんですよ。

今後のお話なんですけれども、ブラジル産の牛の輸入について、何か見通しは立っておりますでしょうか。そのお話をお聞かせください。

○松尾（農林水産省） 農林水産省でございます。

昨年12月8日の段階で、ブラジルが OIE に BSE が発生したということで、農林水産省として、また厚労省のほうも後ほど説明があると思っておりますが、牛肉等の輸入をとめてございます。

農林水産省の場合は、ブラジルと輸入条件を結んでいる際に、家畜衛生上の観点から、輸出国にあっては BSE が発生しないことという取り決めをしておりましたので、自動的に停止してしまう状況にございました。

現在の状況としては、厚生労働省とともにブラジルから、今どういった状況でそういう

ことが起きたのかというような背景等の情報を集めている状況でございます。こうした情報が集まった段階で、検討をしていく状況でございます。

○今西（厚生労働省） 先ほど農林水産省から説明があったとおり、厚生労働省も、BSE 発生国となりましたので、輸入をとめているという状況です。

我々としては、さまざまな情報を集め、その情報をもとに、食品安全委員会とも相談していかなければいけないと思っております。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次の御質問・御意見を伺いたいと思います。

一番後ろの黒い方、お願いします。

○質問者H 西宮市食肉センター管理課と申します。

当と畜場では、たんとほほを除いて、頭部を焼却処分しているんですが、BSE 問題が起こる以前、頭部とかも販売をしていて、そういう面で当時よりも余分に焼却費用がかかっています。

見直し案では、頭部以外、扁桃以外の頭部は利用可能となっているんですけども、見直しの 30 か月齢以下の頭部について焼却費用がかからなくなるのではないかというふうに期待しているところです。

しかしながら、と畜時に、扁桃の一部が骨の中に、かなり奥のほうとか取り出しにくいところに入ってしまうということから、実質的に焼却処分しないといけない、利用が不可能というようなことになるんじゃないかというような話を聞いたことがあるんですけども、実際のところどうなるか教えていただければと思います。

○今西（厚生労働省）

扁桃についてですが、扁桃は一つじゃなく、実際は複数あります。その扁桃を全て取るにはどのようにすればよいのかということを検討する中で、扁桃によっては、かなりばらついて分布するものもありまして、なかなか口腔側から全部取るのは難しいというのが現状です。我々が示しているガイドライン案では、口腔内のものについては、舌を取るときに、舌扁桃の手前から切ってもらい、頭部側に残る口腔内を含めた頭蓋については、今の

ところ **SRM** として除去する必要があるとしています。そうする方法しかないというのが今の段階です。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次の御質問・御意見、ほかはいかがでしょうか。

真ん中の方、お願いいたします。

○質問者 I 動物検疫所の野中と申します。

今のお話と関連するんですけれども、扁桃が **SRM** に残った理由、結局、30 か月以下ということなんで、30 か月以下のその他の **SRM** はかなり範疇でないということで外れたんですが、それで、扁桃については、結局、科学的知見、実験のほうで検証されていないから今回残ったという解釈でよろしいですか。

○北池（食品安全委員会） 今おっしゃる科学的知見で検証されていないということではなくて、評価書の中でも書いてありますけれども、扁桃については、一部、感染初期にプリオンが発見されたという報告があったというふうに聞いております。

○今西（厚生労働省）

扁桃については、私の記憶では、ヨーロッパで食品の評価を行っている機関の **EFSA**、**BSE** の研究はヨーロッパ中心にやられており、その **EFSA** の評価で、扁桃については、全月齢での除去を継続しなければいけないというようなことがあり、また、国際基準でも扁桃については全月齢になっています。ですので、今回、厚生労働省から食品安全委員会に諮問する段階で、扁桃については全月齢から変更することを考えていないということもあり、扁桃については、現行の規制と同じ全月齢での除去と考えております。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次の方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、そちらの中央左側の方、お願いします。

○質問者 J 愛媛県保健福祉部健康衛生局の白石と申します。

この **BSE** の検査につきまして、前回、20 か月以下の検査が対象外となったときの新聞の報告記事をちょっと持っているんですけれども、このいわゆる対象外の検査を自治体が自主的にやったことに対しまして、業者さんなどが検査済みで安全と **PR** することについて

ては、公正取引委員会は景品表示法違反だと、いわゆる優良誤認になるというような判断をされたということで、厚労省の担当もこういった差別化を図ることはできないというようなコメントをされているんですが、今回もそのような 30 か月以下の自主検査については、そのような認識というふうに受け取ったらいいのでしょうか。

○今西（厚生労働省） 御質問は、公正取引委員会の判断についての御質問でしょうか。

○質問者 J 公正取引委員会さんがそのような判断を出されて、そのとき、これは報道ですので、コメントを厚労省さんのどなたがなさったかどうかというのは定かじゃないんですが、いわゆる殊さらに表示を PR することはできないというか、望ましくないというか、そういうコメントをなさっていると書いてありますけれども、厚労省さんの御認識はそのようでもよろしいのでしょうか。公正取引委員会さんが出したコメントと同類の認識でしょうか。

○司会（厚生労働省・林） ちょっと今日は厚生労働省ないしほかの省庁でその御質問にお答えできる者がいないようなんですけれども、済みませんが、公正取引委員会のほうに聞いていただければというふうに思います。

それでは、ほかの御質問等ございますでしょうか。

前から 4 列目の方、お願いいたします。

○質問者 K 中部レンダリング工業組合の山田と申します。

二つあります。

まず、死亡牛の検査についてなんですけれども、現状では、20 か月齢以下は検査していないので、そのまま化製場で処理されているはずなんですけれども、それが 4 月 1 日から 30 か月齢以下は検査せずに化製場で処理されるということになるのでしょうか。

あと第 2 点は、参考資料の 50 ページの T ボーンステーキとしての提供が可能、エキス、骨油、ゼラチン等の原材料として使用が可能と書いてあるんですけれども、この骨油というのは、飼料用油脂の原料として使っていいというふうに捉えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○松尾（農林水産省）　　まず、農林水産省からお答えし、残りは厚生労働省に補っていただこうと思いますが、農林水産省が行っている 24 か月齢以上の死亡牛検査については、先ほどのお話をちょっとさせていただきましたように、今回の評価の対象にしておりませんので、これについては、農林水産省が行っている検査については変更することは今のところは考えてございません。

○今西（厚生労働省）　　資料の 50 ページの骨油については、食品関連のスライドになりますので、この骨油については、食品に使うというのを前提に書かれており、肥料や飼料を考えると記述しておりません。

○司会（厚生労働省・林）　　それでは、ほかの方、御質問・御意見等ございますでしょうか。

　　済みません、一番右手の方、お願いします。

○質問者 L　　大阪の母親大会連絡会の小野島と申します。

　　子供たちの健やかな成長ということで、命を守り育てるということで、暮らし全般にわたっていろいろと非常に大きな関心を持ちながら日常活動をしているんですけども、御説明いただいた中で、国内の分については、耳標までつけたり、さまざまな安全に対して施策、いろいろやっていただいて、本当に安心した状態で牛肉等、関連した食物、買って食べさせておりますけれども、輸入の分についてなんですよね。一日に 1 カ所で 5,000 頭もと畜処理をされるというようなと畜場で、一体どういうふう検査をされているのか。30 か月、午前と午後に分けて月齢別にと畜しているというふうに御説明がありましたけれども、それ以上に一体どういう検査の仕方をしているのか、どう立ち会ってちゃんと見られているのかどうか。例えば歯とか、回腸の取り方とか、そういうその取り方、そういうことがどういう検査体制になっているのかということ具体的に聞かせていただきたい。

　　それから、仮に 30 か月以上の輸入を認めたとして、今後もしそういうものが、違反品が輸入されたとしたら、どういう措置をとられるのかということもあわせて聞きたいと思います。

私たちが大阪の商団連でアメリカの方に来ていただいて、いろいろと学習を2回、今までやったことがあります。と畜場での検査というのは、ベルトコンベヤーがすごく早い速度で広い範囲内で流れていくから、だから非常に検査しにくい、全く視認できない、目視できない、そういうふう聞いておりますけれども、現に日本にいろいろと今までも入っておりますけれども、どういうふうな検査の仕方をしたのか教えていただきたいし、今後の部分についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○司会（厚生労働省・林）　これは厚生労働省のほう、お願いいたします。

○今西（厚生労働省）　アメリカのと畜場は、非常に多くの頭数のと畜を行っており、日本よりも大規模であり、例えばと畜するレーン数が多かったりします。ですので、処理業者の従業員の数も日本よりも多く、検査員の数も日本より多いです。アメリカにおける管理について体制ができていくかどうかについては、我々は現地調査を行って確認しているところです。

ご質問は、今後、30か月齢超の牛肉が輸入されたらという、いわゆる混載の話になると思いますが、混載が起こった場合は、なぜ混載が起こったのかという原因の解明をしなければいけないというのが一番大事になります。ですので、原因がわかるまでは、その施設からの輸入を止めて、改善措置が十分にされているかどうかという点も確認する。これは見直し後も、引き続きやっていくというふうに思っております。

また、先ほどご質問された検査については、頭部の検査や内臓の検査があり、アメリカでは日本よりも多くの検査員で検査をしています。検査は流れているものを検査しますが、日本でも、同じように流れているものを検査しています。

これは、牛処理は流れながら行っているからであり、検査するところも流れております。そのため、流れるスピードが速ければ複数名にし、人数を増やして検査しており、検査体制に問題があるとは思っておりません。

その30か月齢以下と30か月齢超の区分管理を考えた場合、アメリカの場合、大規模な工場では、ほとんどの牛は、牛肉用の牛がメインになります。逆に言うと、酪農で乳を搾

った牛などの高齢の牛は余り入ってこない。ほとんどが牛肉にするための牛ということで、このような牛はアメリカでは大体 20 か月齢前後になります。

そのため、その大規模な処理場でと畜される牛は、ほとんどが 20 か月齢前後になっております。その中で、ばらつきがありますので、実際は 25 や 26 か月齢であっても、個体差がありますので、2 列目の切歯が生えていれば 30 か月齢を超えているものとして判断しています。このように、より安全に立って歯列での月齢確認を行っています。30 か月齢超と確認されたものは、30 のマークをすることで個別の管理をしています。我々が調査した施設では、一日で 30 か月齢を超える牛は、全体の頭数の大体一、二%ぐらいでした。その一、二%の枝肉は、別のラインで保管して、例えば何曜日の一番最後のシフトとか、まとめて処理することになります。そのため、ほとんどの肉は、30 か月齢以下であるということが現状だということです。

○司会（厚生労働省・林） それでは、ほかの御意見・御質問。

○質問者 L ようわかりません、今の説明では。どういうふうに立ち会って検査をしているのかということまで聞いたんですよ。

○今西（厚生労働省） 24 ページから始まる、スライドにあります。

まずは、日本でも検査していることですが、牛が搬入してきたときに、アメリカの場合はほぼ一日中搬入がありますが、その搬入があったときに、一頭一頭の歩き方に異常がないかというようなことを確認していくというのが生体検査という検査になります。

その次に、26 枚目の頭部検査というところになります。なお、今説明している検査は、行政機関のほうでやる検査であり、頭部検査というところになります。これは日本も同じです。

○質問者 L と畜場じゃないんですか。

○今西（厚生労働省） と畜場と検査員ということで、と畜場の中に、日本では、食肉衛生検査所のと畜検査員という行政の検査員がおります。アメリカも同じようにと畜の処理をする人と、検査をする行政の検査員が、FSIS という組織になりますが行政の検査員

が検査をしています。このような行政の検査というのが、生体検査、頭部検査や枝肉検査になり、この検査のやり方は、日本と違いはありません。

実際の検査方法ですが、例えば頭部査をするときは、ほほのところを切って、ほほの奥にあるリンパ節が腫れていないかどうか確認をする。リンパ節が腫れていれば、感染症にかかっているおそれがありますので、その後は、処理をしないなど、検査員が判断できるようになっています。

内臓についても、一つ一つの内臓を見て、肝炎がないか、それから心膜炎がないかというような炎症について確認したり、色や形の異常、奇形がないかどうか、そういったものを確認しながら、問題があったものについては、個体の管理で、例えば、その個体は食用には回さない措置をとることができる、そういった検査をしています。

枝肉についても同じように、腫瘍や炎症がないか、水腫がないかというようなことを目で見て検査をしています。問題があったものは、食用に回さないと判断できる。また、枝肉検査の際は、脊柱が確認できますので、脊髄がないかどうかについても検査をしています。

○司会（厚生労働省・林） よろしいでしょうか。

それでは、ほかの方、御質問等ございますでしょうか。

済みません、その左手の方からお願いします。

○質問者M 50 ページの脊柱に関してなんですけれども、これ 30 か月以内のもののエキス、骨油なんですけれども、それが入ったもの、食品はいいということでしょうか。これは、肥料はだめということでしょうか。

○松尾（農林水産省） 肥料への利用については、担当部局のほうで検討することになります。現行では現行のままの条件で使用できないことになります。

○質問者M 今は禁止なんですか。肥料を使うのは禁止なんですか。

○松尾（農林水産省） 牛のものを肥料として使うことは、原則としてはできないことになっていると聞いております。

○質問者M 禁止と出ていますか。

○松尾（農林水産省） 牛由来のものはということでございます。

○質問者M 蒸製骨粉は。

○松尾（農林水産省） 牛由来のものは原則は使えませんが、SRM を除いた蒸製骨粉と、それから皮由来のものと、その一部、条件によって認めているものはございます。脊柱については原則使えなかったと思います。

○司会（厚生労働省・林） それでは、次の方、いらっしゃいますでしょうか。

右前方2列目の方、お願いいたします。

○質問者N 福岡県保健医療介護部保健衛生課の田原と申します。

せっかく一般向けにすごくわかりやすい説明をしていただいて、すごく私たちも勉強になっているところなんです、せっかくこの機会ですので、リスク評価の前提となります飼料規制、これがすごくうまくいっているということで、その後、BSE の陽性になってきていないというようなことなんです、それで、この飼料規制の具体的な方法とか仕組みとか、そういったものがわかりやすくパワーポイント資料みたいなものでまとめられたとかいう資料がありましたらと思ひまして。

やはり、せっかく飼料の輸入であったり、種類によってとめているとか、あと肥料にはどのような規制を設けているとか、指導はこのようにしているとか、そういったところのものがあつたら、何かすごくわかりやすくなるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○松尾（農林水産省） 農林水産省です。

こうした資料について、BSE 関連の農林水産省が行っている飼料規制等の対策については、ウェブサイト上で公表しておりますので、ちょっと今ここでウェブサイトのアドレスを逐一ちょっと申し上げることができませんが、その中で BSE 対策ということで、絵にしたような、図にしたようなものも含めて公表させていただいておりますので、そちらを御確認いただきたいと思います。

また、それよりもより詳しいものが知りたいと、そういうことがございましたら、また私どものほうに御連絡いただきましたら対応いたしますので、よろしく願いいたします。

○司会（厚生労働省・林） 約1年前に開催した大阪での説明会では、農林水産省からもお話をいただいたんですけども、きょうは時間の都合もございまして、食品安全委員会、厚生労働省の説明をさせていただきました。

それでは、ほかに御質問等ございますでしょうか。

済みません、中央の上から2列目の方、お願いいたします。

○質問者○ 丸大食品（株）の上野と申します。

脊柱を使用した食品が許可されるということで、30か月齢ということなんですけれども、それは輸入時でなんですか、輸入後の製造なんですか。ですから、2月に例えば輸入されるために前もってつくられるのか、2月以降の製造でつくったものか、その辺の線引きは。お肉もそうなんだと思いますが、どの時点を基軸とした2月1日なんでしょうか。

○司会（厚生労働省・林） 厚生労働省お願いします。

○今西（厚生労働省） 28日に審議会を行いますので、そこで特段の問題がなかった場合という前提になりますが、2月1日に通知を改正しますので、相手国と結んでいる輸入条件についても有効な期日とは2月1日以降になるわけです。ですので、それより前のものについては、例えばアメリカであれば、今の20か月齢というものの条件になります。このような線引きで考えておりますが、まだ、審議会が終わっておらず、決定ではありませんので、御理解いただければと思います。

○司会（厚生労働省・林） 終了時間まであと5分ほどとなってまいりました。

あとお一方かお二方、一番後ろの方、お願いいたします。

○質問者P 大阪の生協の役員をしております松尾と申します。

資料の1のほうの12ページに米国の状況が書いていますけれども、このような問題が出てきたときに、そもそもアメリカでの牛の個体のトレーサビリティがちゃんとできていないということを聞いたことがあるんです。それで、このデータでも、厳密な出生年はわ

からない、公表されていないとか、おおよその月齢が書いてありますけれども、30 か月だとかというふうに、こういうことを切っても、そもそもそのアメリカの牛の場合、はっきりとして何か月というのはわかるんでしょうか。トレーサビリティがちゃんと確立されているんでしょうか。

○今西（厚生労働省） アメリカの場合は、トレーサビリティのシステムがありませんので、一頭一頭の正確な月齢を確認することは難しいということです。

しかしながら、30 か月齢については、個体差の幅も含めて、歯列で確認することが可能です。

歯列については、ヨーロッパがトレーサビリティ制度を導入する前も、歯列を使って30 か月齢を判断してきた経緯もあり、30 か月齢の判断を歯列で行うことについては、グローバルスタンダードだと思っております。また、歯列による確認が、30 か月齢の判断に使えないというような科学的知見というものもないものだと思っております。

○司会（厚生労働省・林） それでは、最後の御質問・御意見とさせていただきたいと思いますが、どなたかほかにありますでしょうか。

では、今挙げていらっしゃるお一方で最後にさせていただきたいと思います。

○質問者Q 藤本と言います。

済みません、先ほどの説明で、違反があった場合は、その施設からは輸入をストップして、原因を追求して、また再開するというふうに、過去にもそういう形で何回かありましたけれども、その輸入をストップするという、違反品も入ってくるということで消費者はすごく不安になるんですね。その辺をほんまにこれからは違反品が出ないように、その辺をきっちりとしてもらわないと、出るたびにすごく不安に陥られるということをちょっと頭に置いてほしいと思います。

今日の説明会を受けて科学的知見というのが、こういうふうなデータでされているんだなということとはちょっとわかったように思うんですけども、今後、月齢が上がっていても、やっぱり水際できちっと入ってこないように、その辺はもっともっとやっていただ

いて、それともしも出た場合、出ないことを望みますけれども、出た場合は、きちっとそういう内容でストップするとか、そういう情報交換をきちっとしてほしいと思います。

ホームページによくあるけれども、ホームページはほとんど見れませんので、個々にわかるようにしてほしいと思います。

○司会（厚生労働省・林） 御意見としてしっかりと受けとめさせていただきたいと思っています。

それでは、ほぼ予定しておりました時間になりましたので、質疑・応答の時間を終わらせていただきたいと思います。

皆様、熱心なご発言をありがとうございました。

本日いただきました御質問・御意見などを関係省庁で今後の参考にさせていただいて、対策に取り組んでまいりたいと考えております。

円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで、本日の説明会を終了いたします。

なお、お渡ししておりますアンケート用紙にぜひ御記入をいただき、出口の回収箱にお入れください。今後のこういったリスクコミュニケーションの参考にさせていただきたいと考えております。

本日は、長時間にわたりありがとうございました。